月刊自治労連デジタル

(ホームページ版)



「ロンドン水道再公営化調査団」に参加し浄水場を視察(昨年 11 月)

▼2020 年 2 月号 contents

- ・「20 国民春闘の情勢と重点課題」
- ・「地域医療構想」と公立・公的病院「再編・統合」とのたたかい
- ・「ロンドン水道再公営化調査団」とユナイト労組全国会議に参加して

発行 日本自治体労働組合総連合 連絡先 03-5978-3580 https://www.jichiroren.jp/

2020.2.21

20 国民春闘の情勢と重点課題

自治労連副中央執行委員長 長坂 幸造

1. 年末年始に、一気に世界が緊張する事態に…

安倍政権は、ホルムズ海峡をめぐって、米トランプ大統領が表明した「有志連合」に参加しないとしながら、護衛艦1隻とP3C哨戒機の派遣を国会閉会後の12月27日閣議決定しました。国会承認もなく安保法制でも違反となる自衛隊を派遣することは断じて許されるものではありません。

1月3日、米・トランプ大統領の指示により、国連憲章を無視して、米軍がイラクのバグダッド空港で、イラン革命防衛隊幹部を空爆で殺害するという事態が引き起こされました。イランも報復を行うという、まさに泥沼状態に入り、戦争勃発かという状況になっています。

自衛隊の派遣は、自衛隊員の命を危険にさらし、日本をアメリカの戦争に巻き込む可能性も生まれています。平和でなければ、労働者の暮らしも権利も保障されません。経済も悪化し、賃上げや人を増やせといった要求も一気に吹っ飛んでしまいます。戦争で被害を受けるのは、私たち労働者であり、とりわけ、女性、子ども、高齢者が最も被害を受けることになります。

安倍政権に対して、ただちに派遣の閣議決 定を撤回し、外交による平和的解決を求める よう世論を広げることが必要です。

2. 自治労連は、20 春闘で何をやるのか!?

20 国民春闘は、格差と貧困の拡大に対して、 憲法をいかし、「全国一律最低賃金の実現」や 「社会保障の充実」、「災害に強いまちづくり をめざす」など、あらゆる格差をなくし、す べての労働者・国民とともに、安心して働き 暮らせる社会を作る春闘です。

3. 私たちの周り、公務職場の状況は どうなっているか

①厳しい定数管理中、長時間労働が続く

職場では、総人件費削減が進められ、長時間労働がまん延し、休暇も取りづらかったり、 仕事をこなすしかない状況が増えています。

総務省が行った定員管理調査によれば、2018年4月1日現在の地方公務員数は273万6,860人で、1994年をピークとして約55万人減少しています。一方、非正規職員は増え続け総務省が行った2016年調査では約64万3000人とこの11年間で4割も増加しています。また、その約8割を女性が占めています。

2019 年 4 月から労働基準法が変わり、公務職場でも原則、月 45 時間、年間 360 時間を時間外の上限とされました。しかし、他律的業務であれば、月 100 時間未満・年間 720時間、時間外ができることになっています。

現業職場や保育などは「36協定を結ばなければ、時間外をさせてはならない」ことになっていますが、NHKは、奈良県下の39自治体のうち、大和郡山市や大和高田市など22自治体で「36協定」を結ばないまま、時間外労働を命じる労働基準法違反があったと発表しました。一般職も労働基準法33条以外は、36協定を結ぶ必要があります。

実態はどうでしょうか。ちゃんと 36 協定 を結んでいますか。不払い残業は一掃できていますか。

保育職場では、欠員が発生している保育所が増加しています。また、時間外手当をつけずに、時間外や持ち帰り残業が慣習として行われ、結婚や出産を機に退職する職員があとをたちません。

医療職場では、8回を超える夜勤など大変な職場の実態から、毎年、採用される職員と同数の退職者が出る実態も続いています。



②災害に強いまちづくりが求められている

昨年も、台風 15 号、19 号など全国あちこちで、大規模災害が続きました。とりわけ、 千葉では、電柱や木の倒木による大規模停電が続き、情報も入らず、復旧に困難を極めま した。多くの仲間が、ボランティアとして支援にも参加いただき、カンパも多く集まりました。マスコミでは、災害への対応に絡み、「自治体人手不足」と指摘され、自治体職員の職員不足、土木職や現業などの現場力不足の課題が重要視されています。西日本豪雨による被災地では、時間外労働が過労死ラインの月 100 時間を超えた職員が少なくとも2700人以上いたと報道されています。

災害を通じて「避難所」や復興のための「住まい」「生業対策」の問題点も明らかになってきました。とりわけ、避難所は、60年以上前と何ら変わらず、空調もなく、プライバシーもない体育館での雑魚寝などの避難所とされている自治体が多くあります。間仕切り、段ボールのベッドなど工夫する自治体も出ていますが、自治体任せになっていることは問題です。

気象庁は、記録的な猛暑が地球温暖化の影響がと分析し、平均気温の高まりで、猛烈な台風が通る頻度が増加するとの予測もあり、 災害を減らすためにも、持続可能な再生エネルギーへの転換が求められています。

※大阪自治労連や京都自治労連では、防災シンポジウムを開催し、防災をめぐる問題点・課題を明らかにしています。千葉県本部は、「災害対応を検証する交流会」を開催し、「災害に関する職員アンケート」の準備も進めています。

③いよいよ 2020 年4月から会計年度任用職 員制度がスタートするけれど。

自治体でも非正規職員が4割にもなり、非 正規職員もなくてはならない存在になってい ます。低い賃金、休暇など処遇改善を目的に、

地公法と自治法の一部改正が行われ、会計年 度任用職員制度がスタートします。一時金や 通勤手当が支給できるようになり、フルタイ ムの職員には退職金も支給となります。しか し、法の趣旨に反し、十分な財政措置がない 中、月々の報酬が引き下げられ、一時金を含 めて年収確保といった自治体が多く発生しま した。

また、京都市では、介護保険認定給付業務を民間に委託し、非正規 130 人全員雇い止めの話が出ています。介護保険認定給付業務は、住民の生存権を確保する自治体で最も重要で、自治体が行うべき業務です。この業務の委託については、弁護士からも市民からも問題だと指摘されています。

また、非正規の処遇改善をすべきという法 改正がなされた中で、130人もの大量雇い止 めは、人権保障をすべき自治体としてあるま じき問題です。

※名古屋市職労、横浜市従や倉敷市職労では、非正規職員の仲間を組合に迎え入れ、要求書を提出し、交渉に参加する中で、当局の賃下げ提案などを跳ね返しています。

④地方自治体の本来の役割を破壊する自治 体戦略 2040 構想、公的サービスの産業化

自治体をめぐっては、「AI の活用で職員を 半分に」「フルセット主義を排する」さらに「公 務の担い手は雇用によらない新しい公・共・ 私の協力関係を構築」など自治体戦略 2040 構想を打ち出し、公的サービスの産業化も推 進しようとしています。

2019年10月から保育の「無償化」が始まりました。給食費徴収による負担増や施設間

自治体間格差の問題や、認可外保育園の固定 化の問題などと併せて、公立保育所の廃止や 民営化がさらに進むことが懸念されます。

また、厚労省は、公立病院と公的病院の4 分の1超にあたる全国424の病院を「再編統合について特に議論が必要」とし、病院名を公表しました。医療費削減のための病床数削減を進めるために、不採算医療や行政医療を担う公立公的病院の統廃合がさらにすすめば、地域医療が崩壊し安心して住み続けられなくなります。

全国知事会、市長会、町村会からも「一つのデータで424病院をはじく姿勢は疑問」「現場の声に耳を傾けてほしい」など、疑問と批判の声があがっています。

安倍政権のもとで、全面的な公共サービスの産業化が推進され、水道では、2018 年 12 月に水道法の改正により、全国で広域化・民営化の動きが急速に進められています。宮城県ではコンセッションを進める条例が昨年12 月に可決され、2022 年 1 月から事業を開始しようとしています。京都府や東京都、浜松市などで導入を検討しています。

4. 国民・労働者の状況はどうなって いるか

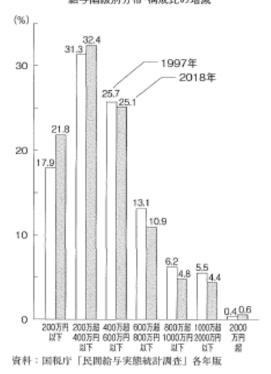
①格差と貧困の是正は、待ったなしです。

i) 2019 年の最低賃金改定は、全国平均901円(27円増)、東京と神奈川ではじめて1,000円を超えました。しかし、最高額の東京でも年間1,800時間働いても182万円にしかならず、生活できる賃金には程遠いものです。全国で最低生計費資産調査が行われ、どこでも時給1500円以上が必要となっています。地域間では、一番高い東京の1,013円と

一番低い鹿児島などの 790 円では、223 円の 差があります。地域間格差が人口流出を加速 させ、地域を疲弊させています。

日本では4割の労働者が非正規で7人に1人が「相対的貧困」と言われ、年収200万円以下のワーキングプアと言われる労働者は、1098万人(21.8%)が13年連続1000万人超えており、税金(消費税など)や社会保障の負担が増える中、賃上げは春闘で最大の要求課題です。

[1] 増大する貧困層と中間層の没落 給与階級別分布・構成比の増減



- ii) 自治体でも地域手当を含めても、5 都 府県(東京、神奈川、大阪、愛知、埼玉)35 市町で(地域手当のない自治体は当然)、高卒 初任給が最賃を下回る事態となっています。
- ア) 自治体労働者の賃上げに最賃が効果的であること、イ)「地域最賃の差」が「自治体間の地域手当の差」とされており、全国一律最賃制度が重要であること、ウ)民間委託化

の推進では、民間の非正規労働者が最賃に張り付いた低い賃金で進められており、高いか安いかでの委託化に歯止めとなる、エ)地域経済活性化に有効、賃金アップで労働者全体の賃金アップに、オ)「結婚の壁」といわれる300万を超える時給1500円で明るい将来を、と本当に重要なんです!!

iii) 全労連・自治労連が進めてきた「全国 一律最賃」めざす運動が大きく前進していま す。

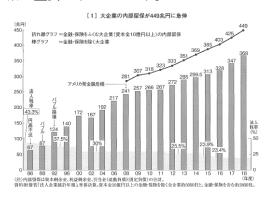
野党だけでなく、自民党も最低賃金一元化 議員連盟を発足し、「維新」など一部の政党を 除いて、すべての政党が全国一律最低賃金引 き上げを求めています。昨年の9.30国会内集 会や11.7署名提出行動などにも、立憲、共産、 国民、れいわ新選組の他、自民党から連帯の 挨拶が寄せられるまでの運動になっています。

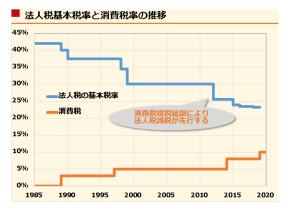
iv) 大幅賃上げは可能

大企業の利益は右肩上がりで、 内部留保 は前年度から 24 兆円増加し、449 兆円となっています。トヨタ自動車は1年間で2兆円 4 千億円も営業利益を上げています。営業利 益のわずか1%を下請け工賃の引き上げに回 せば、自動車部品製造に関わる 21 万人の労 働者の給料を月々8,000円、年間 10 万円引き 上げが可能です。

日経連が1995年に「新時代の日本的経営」を発表以降、雇用の破壊を進め、人事評価による労働者間競争・分断を強めています。労働者分配率も大幅に低下させ、儲けを役員報酬(ロナルド・フィッシャー=ソフトバンク32.66億円)や株主への配当に回しています。トヨタ自動車は「100年に一度の大変革の時代を生き抜く」と国際競争力強化に突き進み、労働者どうしの競争をあおり、それに応えるかのように、トヨタ自動車労組は、ベースア

ップに相当する賃上げ額が人事評価に応じて 差がつく新たな方法を提案する方向で調整を 進めると報道されています。大企業の横暴を 許さず社会的責任を果たさせる労働組合の運 動が重要になっています。





②消費税増税で、国民・労働者に負担を押しつけ、さらに社会保障もカット!?

1)消費税が2019年10月から引き上げ、 労働者・国民への税金負担が増す一方で、法 人税の引き下げにより、大企業の負担軽減を 図っています。

消費税増税について、安倍政権は、社会保障のため、と言っていますが、全世代型社会保障制度を掲げ、すべての世代で負担増を押し付けようとしています。

政府の「全世代型社会保障検討会議」(議長・安倍首相)は、2019年12月19日、中間報告を発表。医療費は、75歳以上の窓口負担の原則2割への引き上げ、薬剤自己負担の

引き上げなどがねらわれています。

来年(2021年)の介護保険法改定では、「ケアプラン」作成費用への自己負担導入、要介護1、2の生活援助サービスの給付外し、自己負担2、3割負担の対象者拡大などが検討されています。

中間報告に盛り込まれた主な改革

医療

一定の所得がある75歳以上の窓口負担を2割に

曲

•紹介状なしでの大病院利用時に負担 上乗せ

年金

年金の受給開始年齢を75歳まで引き 上げ



- パート労働者の厚生年金加入を拡大
- 働く60~64歳の厚生年金減額を縮小

労働

70歳までの就業機会確保へ企業の努力 義務



- ・中途採用促進へ企業の情報開示を強化
- 兼業や副業の拡大策を検討

予防

予防事業に取り組む自治体への補助 拡大

積み残した課題

- すべての病院で定額を負担する「ワンコイン」
- 軽症者向けの医薬品の自己負担額上げ
- 年金の支給額を抑える「マクロ経済スライド」 の強化
- 介護サービス利用時の2割負担対象者の拡大 (日経新聞より)

2) さらに、大企業には大盤振る舞いの「20 年度の税制改正大綱」を発表しました。

最大の目玉は、大企業が貯め込んだ内部留保を投資に回した場合、法人税が大幅に軽減される「オープンイノベーション税制」で、大企業がベンチャー企業に対して1億円以上の投資を行うと、出資額の25%を課税所得から控除して法人税を軽減しました。

本来、所得の再分配機能を発揮するような 税と社会保障のあり方が必要ですが、安倍政 権が行っていることは、格差と貧困が広がる

国民・労働者に一層の負担を強いる一方、大 儲けの大企業の負担を軽減し、サービスを拡 大するものであり、到底認められません。

③働き方をめぐる動き

安倍政権は、公立学校の教員の「1年単位の変形労働時間」を導入する法案が臨時国会で強行しました。自治体での条例化により1年単位の変形労働時間が適用でき、繁忙期には1日10時間もの労働が認められ、労基法を歪め、さらなる長時間労働とその固定化に繋がるものです。教員だけでなく、労働者全体に広がることが危惧され、実施(条例化)させないよう引き続く闘いが必要です。

働き方をめぐっては、I T化をテコに、「雇用によらない働き方」の拡大、裁量労働制の拡大、解雇金銭解決等、さらなる労働法制の改悪を狙っています。すでに、ウーバーイーツ、INAX メンテナンス、コンビニオーナーなど、労働法などで保護されず問題が指摘されています。

1)企業の使用者責任を回避させ、2)年 金や雇用保険、最低賃金法はおろか労働基準 法も適用されない、という問題点があります。

④厚労省、パワハラ防止指針決定

厚生労働省は、5月に成立した「パワハラ防止法」に基づき、パワハラ防止措置を義務付けた改定女性活躍等推進法に関する指針を12月23日の労働政策審議会の分科会で決定しました。「防止法」の国会での議論や附帯決議が反映されず、パワハラの範囲や使用者の責任を極めて限定し、かえってパワハラを助長するなどと批判され、と抜本的修正を求める声が続出していましたが、意見は反映されませんでした。雇用の場におけるあらゆるハ

ラスメントをなくすため、行為そのものの禁 止規定の法制化が必要です。

⑤カジノ汚職を許すな。住民生活の破壊が懸 念されるカジノの推進

2018年7月、「ギャンブル依存症の人の増 加」「国内外の反社会勢力の関与」「地域の治 安悪化」などが懸念され、反対の強い声があ る中、IR 実施法が強行され、カジノを含む日 本型 IR (特定複合観光施設) 開業への動きが 各自治体で活発化しています。横浜市・林市 長は、一昨年の市長選挙で「カジノを含む IR について白紙」との主張をひるがえし、2019 年8月22日、突然誘致を表明しました。地 元では港湾関係者が山下埠頭での IR 開業に 異を唱え、市民の反対運動が激しさを増し、 カジノの是非をめぐる議論が巻き起こってい ます。大阪では、カジノに反対する大阪連絡 会第2回総会が開催され、カジノはあかん! 100万人署名に取り組んでいます。「カジノに 反対する大阪連絡会」では、大阪自治労連執 行委員長の有田洋明氏を事務局長に選出して います。

昨年12月25日、IR担当の内閣府副大臣を務めていた当時、中国企業から賄賂を受け取っていたと自民党衆院議員の秋元司氏が逮捕されました。中国企業側は、東京地検特捜部の調べに「国会議員5人に100万円前後の現金を配った」と供述し、下地衆議院議員(「維新」)が受領を認めました。政治家がカジノを利権の道具として利用している問題が発覚しています。

5. 自由と民主主義を破壊し、戦争する国づくりを狙う

安倍政権は、憲法改正に執念を燃やし、改

憲を進める世論を作るため、全国各地で改憲をテーマの集会を進め、第200臨時国会で憲法調査会での審議を強引に進めようとしました。しかし、全国各地での「3000万人署名」の推進と「桜を見る会」をめぐる「政治の私物化を許すな」という憲法に基づいた政治を求める世論と運動により、改憲案の提示を許しませんでした。

①そもそも民主主義も地方自治も踏みにじる首相に改憲を語る資格なし

安倍政権のもと、2013年には「秘密保護法」、2015年「安保関連法」、2017年には「共謀罪法」が強行されました。公文書改ざん、森友・加計疑惑の真相隠し、自衛隊日報隠ぺい、「働かせ方改悪」のための労働データねつ造など、行政が歪められています。

安倍首相主催の「桜を見る会」をめぐる 疑惑では、名簿は破棄した、と説明責任も果 たさず幕引きを狙っています。政治の私物化 許すなと市民と野党の共同した運動が広がり、 安倍首相は「桜を見る会を 2020 年度は実施 しない」と表明せざるを得ませんでしたが、 それで幕引きは許されません。

朝日新聞が 12 月 21 日、22 日に行った 世論調査では、安倍政権が招待者の名簿を廃 棄し、復元できないとしたことに、「納得でき ない」は 76%で、「納得できる」の 13%を大 きく上回り、安倍内閣の支持率は 38%、不支 持率は 42%と不支持率が支持率を上回って います。

②安倍首相が狙う改憲派、香港でデモ参加者 を弾圧している「緊急状況規則条例」と瓜二 つ

安倍首相が狙う改憲は、9条の改正(追加

で9条の2新設 自衛隊を明記する)、緊急事態条項の設置など。憲法審査会を開催させ、「国民投票法の改正」「改憲発議」を狙っています。

国民投票法では、金があるほど有利なテレビ CM や広告の利用、公務員への活動の制限などを検討するとされており、国民を操作・誘導できる内容が狙われています。

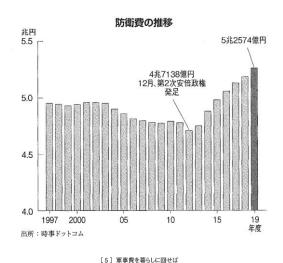
安倍政権が狙う憲法改正(緊急事態条項)は、香港でデモ参加者を弾圧する際に発動した「緊急状況規則条例」と瓜二つです。労働組合で、人増やせ、賃上げをなどの要求も出せなくさせるもの言えぬ社会をつくるものです。

③戦争勃発の危険が広がる中、自衛隊の中東 派兵はダメ。来年度の防衛費は、過去最大を 要求

安倍政権は、中期防衛力整備計画に基づき、「専守防衛」すら投げ捨て、F35 戦闘機を147機、護衛艦「いずも」の空母化、など攻撃型の自衛隊に作り変えつつあります。

沖縄では、県民の声・法律を無視して政府は、辺野古の埋め立て強行を続けています。 京都・京丹後市への米軍レーダー基地設置の 強行、6,000 億円を超えるイージスショアの 配備、オスプレイは、東京・米軍横田基地に 配備され、佐賀空港への配備、さらには、鹿 児島・馬毛島に夜間離発着訓練場建設の計画 など全国で基地強化や戦闘機が学校や保育園 の上を飛行する例が増加しています。

こうした動きに対して、全国で基地強化反対の運動が広がっています。F35 戦闘機1機で、保育所やエアコン設置など、もっと福祉や教育を充実させることは可能です。



F35ステルス穀銅機 輸送機オスプレイ (1機116億円、1機分で) (17機 3600億円で)

 例1 保育所4000人分
 例1 就学児童の医療費無料化2400億円

 例2 特別養護老人ホーム900人分
 例2 削られた生活保護費2600億円

 例3 学校へのエアコン設置4000数室分
 例3 私立高校授業料無債化1000億円

資料:日本原水協「平和大会パンフ」より

④全国首長九条の会が結成される

自治体の首長とその経験者による「全国首長九条の会」が11月17日に結成されました。結成時現在で現職13人を含む131人が賛同・呼びかけ人に参加。全国の首長が所属や立場、信条の違いを超えて「9条守れ」の一点で力を合わせる画期的な動きです。

6. 具体的な取組

①新たな9条守る署名を広げ、安倍改憲を阻止し、平和と民主主義を発展させる

1)新署名「安倍9条改憲NO!改憲発議 に反対する全国緊急署名」に取り組む。

組合員一人 10 筆目標(集約:第一次4月末、第二次6月末)

2) 2020 年 5 月に米国・ニューヨークで 開催される「核不拡散条約 (NPT) 再検討会 議」と「原水禁世界大会 in ニューヨーク」 に向け、核兵器のない世界をめざす取り組み を強めます。 核兵器禁止条約の発効と日本の条約批准・ 署名を求め、「ヒバクシャ国際署名」を「原水 禁世界大会 in ニューヨーク」の成功をめざ す取り組みとして集中的にすすめます。

②全国一律最賃 1500 円、今すぐ自治体内最 賃 1300 円の取り組みを進める。

1)賃金学習を徹底する

春闘の中で、全国一律最低賃金の実現が、 格差と貧困の是正、公務公共労働者の賃金改 善に有効であることを全組合員のものにし、 運動推進を進める。

- 2) 春闘を起点とする最賃や公契約条例制定運動を強化する
- ア)大幅賃上げで景気回復を求め運動を展開する。大企業への要請行動(2/13)トヨタ総行動等、イ)全労連・全国最賃アクションプランに積極的に参加する。
- i) 全国一律最賃署名に組合員とその家族 の数をめざし、署名に取り組む。
- ii) 最低賃金生活体験や最低生計費調査を すべての地方組織で取り組む。
- iii) 月1回の街頭宣伝行動に取り組む。取 組をすでに行っている地方組織は、全単組に 広げる。
- iv) 中小企業家同友会や地域の商工会議所 との懇談(地域労連と)に参加
 - ウ) 公契約運動の積極的な推進

労働者、地域経済に効果的な公契約条例の 制定めざし、自治体に対して要求書をすべて の単組で提出する。

- エ) 自治体内最賃は、要求アンケートの結果から直ちに時間額 1,300 円を要求し、最低生計費調査結果から時間額 1,500 円をめざすこととします。
 - 3) 引き続き、非正規労働者の賃金・処遇

改善の取り組みを進めます。

③長時間労働の是正、不払い残業の一掃、必要な人員確保を春闘から

- 1)「すべての職場での36協定の締結」に向け、単組での「36協定の締結に係る実態調査」を実施し、「新36協定キャンペーン」運動に反映します。
- 2)職場での実効性ある「時間外勤務の上限規制」及び「長時間労働の是正」に向け、ア)一斉職場訪問に取り組みます。、イ)労働基準法や条例・規則に基づく「上限規制」の効果を検証するため、すべての単組で4月から12月までの総時間外労働時間の推移・上限規制違反の件数・年次有給休暇取得状況などの提供を当局に求めます。、ウ)厚労省ガイドラインに沿った適正な労働時間の把握の実施を追求する。、エ)業務量に見合った人員を確保するよう要求書を作成・提出し、労使協議・交渉をすすめます。

④「こんな地域と職場をつくりたい」運動では、地域の仲間や住民との共同を追求する

「住民のためにいい仕事ができる職場、安心して働く職場づくり」と「住民と一緒に安心して暮らせる地域をめざす」運動を結び付けてこそ、要求は前進が可能。そのために、職場を基礎に、地域や住民との共同した運動を進める。

「公的医療を守る運動」「保育の充実を求める運動」「災害に強いまちづくり、住民の声に応え暮らしを支える自治体として、必要な人員確保を求める」など、地域との共同を追求し運動を発展させます。

⑤災害に強いまちづくりに向けた取り組み

を進める

1) 自治労連として「住民の命と暮らしを 守る安全・安心の自治体づくり(防災まちづ くり運動)に向けた取り組み(討議案)」を作 成し、具体的な取り組みにいかします。

地方組織や単組で、防災まちづくり運動などの推進、住民アンケートの取り組み(「こんな地域と 職場をつくりたい運動」)などについて検討をすすめ、経験や教訓を共有します。

- 2) 政府に防災・減災対策を抜本的に見直 すことを求めるとともに、自治体職員の抜本 的拡充を求 める取り組みをすすめます。
- 3) 温暖化に歯止めをかけるため、政府に具体的対策を求める取り組みを強化します。

⑥社会保障の拡充

- 1)憲法 25 条を無視し、大企業の儲けの ために産業化する「全世代型社会保障」の攻 撃に対して国民的な総反撃の運動を構築しま す。自治労連の社会保障闘争運動を再構築す るための起点として、「憲法 25 条と『全世代 型社会保障』の問題点(仮称)」の学習をすす めます。
- 2) 安全・安心の医療・介護、公衆衛生拡 充の取り組み

自治労連が掲げる「いのちと地域をまもる 大運動」を継承し、憲法がくらしにいきる地 域医療・介護の実現に向けた運動をすすめま す。県労連をはじめとする労働組合や地域社 保協、商工団体などとともに「地域医療を守 る会」など地域での運動体をつくり、また、 すでにある運動体を主体にして、共同のとり くみをすすめます。

3)公的保育の後退を許さず、安心して子育てできる地域づくりをめざす取り組み

「幼児教育・保育の無償化」に対し、無償

化による現場での問題点なども明らかにし、 公立保育所の運営や役割の発揮に向けた運動 をすすめます。

⑦何といっても「数は力」なんとしても増勢 に!組織の拡大・強化、仲間を増やそう

1) 要求前進のため、数は力です。

「何としても増勢させよう!」の目標と構え、取り組みの意思統一を図るため、各地方組織・県事務所でも組織集会を遅くとも2月末までに組織集会を行いましょう。拡大に参加する人を増やしましょう。

2) 自治労連共済も組織拡大に大いに活用してください。

7. 運動に確信をもって

1) 労働者・労働組合の運動の広がり、市 民と野党の共同の広がりが、変化を作り出し ている。

全労連・自治労連が進めてきた全国一律最低賃金闘争の運動が大きく広がり、野党だけでなく、自民党も最低賃金一元化議員連盟を発足し引上げを求めています。これまでの継続した運動の成果です。

市民と野党の共闘も進み、国民・労働者の 声に基づく「共通政策」も示され、安倍政権 のもとでの改憲発議を阻止しています。

2) 行動に参加する中で、変化を作り出している

世界では、16歳の環境活動家グレタさんの「国連気候行動サミット」での訴えに、世界中で若者が立ち上がり、温暖化への対応を迫っています。香港では、多くの若者が自由と民主主義を求め運動に参加し、香港区議会選挙では、香港を大事にしようという民主派が、80%を超える議席を確保しました。声を上げ、

運動を広げることで、国民・労働者の要求前 進は可能です。

3) 自治労連運動が職場と地域に大きな役割

自治労連は、昨年 30 周年を迎え、住民の命と暮らしを守ることと、そのために安心して働き続けられる職場づくりを重ね合わせ、自治労連運動を進めてきました。

生活保護やプールの委託による女児死亡事 件など、さまざまな問題が発生するなかで 2008年「いのちと地域を守る大運動」、09年 「安心して住み続けられる地域づくりをめざ す、対話と提言の運動」、10年「いっせい雇 い止め阻止!雇用の安定と均等待遇実現で、 より良い住民サービスめざす『誇りと怒りの 大運動』、11年「東日本大震災被災地への全 国的な救援活動、復興に向けた政策づくり運 動や、原発ゼロ・再生可能エネルギーへの転 換」、13年「憲法いかし住民生活守る『自治 労連の特別な任務』と位置づけ、憲法キャラ バン」、16年「こんな地域と職場をつくりた い」一斉職場訪問 、18年「誇りと怒りの大 運動」から「正規・非正規つなぐアクション」 など、「民主的自治体労働者論」に基づく運動 を提起・進めてきました。

昨年は、自治労連結成30周年として、「民主的自治体労働者論一生成と展開、そして未来へ」を発刊しました。大いに学び、実践を図りましょう。

各単組で、職場や仕事・地域の課題に向き 合い、職場を基礎に、地域・住民との共同を 広げ、安心して住民のために、頑張ることが できる職場を、住民のいのちと暮らしを守る 地域・日本を作っていきましょう。

※山口自治労連 2020 春闘学習会(2020 年 1 月 18 日)での講演

「地域医療構想」と

公立・公的病院「再編・統合」とのたたかい

自治労連中央執行委員 小泉 治

1. 社会保障"解体"と公立・公的病院の再編・統合の再検証・「424病院」公表

いま、財界や海外資本による、日本の社会 保障制度を解体と大企業や海外資本がさらに 大儲けできる仕組みづくりに向けた圧力がか つてなく強められています。財界は、経済財 政諮問会議に経団連会長などトップを二人も 座らせ、「提言」と称して社会保障制度をはじ めとするあらゆる分野への攻撃を強めていま す。そして安倍政権は、それに応えて「成長 戦略」として社会保障制度の解体を「市場化 (産業化)」と一体ですすめています。安倍政権のもと、2013年度から19年度までの7年間で、社会保障予算が約1兆7100億円も削減、また、法改悪等による給付削減が、約2兆5620億円におよんでおり、あわせて約4兆2720億円もの社会保障費が削減されています

それでも安倍政権による社会保障解体は緩められることなく、執拗な攻撃が繰り返されています。財務省は、今後の社会保障費のさらなる抑制をめざす「改革案」を示し、「給付と負担のバランスを見直す」として、高齢者

社会保障・税一体改革のもとでー7年間で4兆2720億円の社会保障費削減

■ 予算編成過程での自然増分削減(国費)=合計1兆7100億円

	性(切口派省为6)%(自复/口时120/1	O O INEKT 1			
	削滅内容	概算要求 (億円)	予算額 (億円)	削減額 (億円)	削減率
2013年度	生活保護の生活扶助費削減など	8400	5600	▲2800	▲33. 3%
2014年度	診療報酬実質▲1.26% 生活保護の生活扶助費の削減など	9900	5900	▲4000	▲40. 4%
2015年度	介護報酬▲2. 27%、生活保護冬季加算削減など	8300	3600	▲4700	▲ 56. 6%
2016年度	診療報酬▲1. 31%	6700	5000	▲1700	▲24. 4%
2017年度	医療・介護高額サービス費上限額引き上げ 後期高齢者医療の保険料引き上げなど	6400	5000	▲1400	▲21. 9%
2018年度	生活保護費の段階的引き下げ、診療報酬▲1. 19%	6300	5000	▲1300	▲20. 6%
2019年度	生活保護費の段階的引き上げ、総報酬割導入など	6000	4800	▲1200	▲20. 0%

■ 法改悪などによる削減(給付費)=合計2兆5620億円

■ 法以志なとによる削減(和刊負)― 百計2元5020億円						
	改悪時期	改悪内容	削減額(億円)			
年金	2013~15年	「特例水準解消」で2.5%減	▲1兆2500億円			
	2015年度	「マクロ経済スライド」で0.9%抑制	▲4500億円			
	2017年度	物価変動をふまえ0. 15減	▲500億円			
	2019年度	「マクロ経済スライド」で0.5%抑制	▲2500億円			
医療	2018年度	70歳~74歳まで2割負担	▲4000億円			
	2019年度	後期高齢者医療保険料の「軽減特例」廃止	▲170億円			
介護	2015年度	利用料2割負担導入	▲750億円			
	2015年度	施設(多床室)での居住費徴収拡大(老健施設など)	▲700億円			

Y-HAYASHI @ 全日本民医連

全日本民医連「医療・介護制度改革、全世代型社会保障をめぐって」資料より抜粋 (財務省、厚労省の公表資料等より全日本民医連作成) 医療保険料の軽減措置の廃止、介護保険料や国民健康保険料の引き上げに続き、在職老齢年金の見直し、医療・力護の利用者の自己と、国の増加など、国民はしています。2019年6月の「骨太方針2019」では、「Society5.0時代にふさわしい仕組みづくり」や「経済再生と財政健全化の好循環」

を掲げ、また、「社会保障の充実と財政健全化

にも資する」として「全世代型社会保障」を明記しています。そして、消費税 10%への増税直前の 2019 年 9 月に「全世代型社会保障検討会議」を設置。この「検討会議」には、経済財政諮問会議の二人のほか財界代表も顔を並べ、財界言いなりに社会保障を変質させようとしています。

「検討会議」が2019年12月に行った「中間報告」では、①高齢者などの給付を削減、②「一億総活躍社会」の名のもとに高齢者も社会保障財政を支える側に、などの考えをあからさまに示し、「高齢層も生涯現役」を前提に予防・健康づくりの推進、年金支給開始年齢の柔軟化と段階的な引き上げ、在職老齢年金制度の見直しなどが掲げられています。そのうえで「給付と負担の見直し」として、後期高齢者医療制度の窓口負担や、介護保険の軽度者の生活援助サービスのあり方の検討をはじめ、医療、介護、年金などさまざまな分野で国民負担増の制度改悪のメニューをあいついで打ち出しました。

こうした動きにあわせ、2020年通常国会 (第201回国会)では、年金と雇用の改悪が セットでねらわれています。年金改革法案で は、「年金の支給開始年齢の上限を75歳まで 引き上げ」「厚生年金のパート労働者の適用事 業所規模拡大」「在職老齢年金制度の見直し」 が主な「改正」内容です。また、「改正」関連 法案は、高年齢者雇用安定法や雇用保険法、 労働基準法等など6本を一括法案として、「70 歳までの就業の確保(70歳就業法案)」「雇用 によらない働き方(フリーランス・個人事業 主)の拡大」「副業・兼業の普及に向けた労災・ 雇用保険の見直し」「高年齢雇用継続給付金の 引き下げ・廃止」などを一括で成立させよう としています。これらの法案は、働かざるを 得ない女性、高齢者を制度的に生み出し、し かも、女性、高齢者や外国人労働者を安上が

り、かつ企業に雇用責任のない働き手として 使おうとする財界の意向を汲んだものである と同時に、「生涯現役」で働かせ続けて、自助・ 共助で社会保障費の支え手にさせるという、 雇用(「働き方」)と社会保障を一体とする「全 世代型社会保障」推進の前提となる制度の構 築をねらった布石でもあります。

つまりは、高齢層に働き続けることを強要 し、若年層も含む全世代に対して負担を増や し、そのうえ給付を狭めるという、まさに社 会保障制度の変質・解体をねらったものにほ かなりません。

こうした社会保障制度に対する攻撃を背景に、2019年9月26日、厚生労働省は、「医療体制の見直しを求める」として、公立・公的病院の診療実績の分析結果を公表しました。これは、地方自治体が運営する公立病院と日本赤十字などが運営する公的病院の4分の1超にあたる全国424の病院をリストアップし、「再編統合について特に議論が必要」とする分析結果とともに対象となる病院名を名指しで公表したものです。

この分析結果と病院名の公表は、「公立・公的病院の再編・統合」を都道府県ごとにまとめた「地域医療構想」について、全国 1652 の公立・公的病院のうちの 1455 病院について、がんや救急医療など9項目の診療実績を分析し、「手術件数が一定水準未満」や「乗用車で20分圏内に同程度の実績の病院が複数ある」などに該当する病院をリストアップして「再編・統合を促す」としています。厚労省は、再検証が必要と判断された病院について、2025年を見すえた構想区域において担うべき役割や医療機能別の病床数について検討し、再編・統合しないのであれば2020年3月末までに、再編・統合する場合は2020年9月末までに対応策を決めるように求めました。

2. 社会保障制度の解体と「市場化」をねらう「地域医療構想」

「地域医療構想」は、2013年に安倍政権のもとで成立した「医療介護総合確保推進法」をうけ、厚労省が2015年3月に示した「地域医療構想策定ガイドライン」に基づいて、強引にすすめられているものです。厚労省は、

「地域医療構想」で 2025 年に向けて病床の機能分化と連携をすすめるため「機能ごとの医療需要と病床の必要量を推計して定める」として、「高度急性期・急性期・回復期・慢性期」の4区分を設定。そのうえで、国が定めた「各病床機能の稼働率」と「2025 年の医療の将来需要」に基づいて、内閣官房の専門調査会が、2025 年に必要な医療機関の病床数を115~119 万床程度として、これまでに見込まれていた約 152 万床から 33~37 万床も削減すべきだとしました。

この「地域医療構想」に基づき、各都道府 県で、病床機能の再編や医療機関の機能分化 をすすめるために「地域医療構想調整会議」 での議論が押し付けられてきたのです。調整 会議における具体的な医療機関名を挙げた議 論を見ると、公立病院を対象とする「新公立 病院改革プラン」については 823 病院中の 95%が、公的病院を対象とする「公的医療機

関等 2025 プラン」につ いては 829 病院中の 98%が、プランに「合意」 したとされています。

しかし「地域医療構想」 の地域での議論の実態は、 安倍政権と厚労省にとっ て順調なものとはなって いません。厚労省は、各 都道府県からの報告に基 づいて病床数の集計をす すめ、これまでに全国の 9 割超の公立病院と、日本赤十字や済生会などの公的病院の病床数の情報が集約されています。それによると、公立病院の病床数合計は2025年度の推計で17万3620床と、2017年度比で803床の減に止まっています。そして公的病院では30万3295床と1002床の増となっているのです。

厚労省が都道府県に行ったヒアリングによると、この理由について「当該医療機関でなければ担えないものに重点化されているため再検討」「病床削減については地域医療提供体制に大きな支障が出ないよう慎重に議論している」「地元住民の反対により再編統合について再検討」などと回答されています。これは、地域や医療機関の実態を無視した「地域医療構想」の押し付けに対する反発と地域における住民運動の反映でもあります。

こうした状況に対し、2019 年 5 月に行われた経済財政諮問会議で麻生財務大臣は、「地域医療構想は 2025 年に達成すべき病床数に沿ったものとなっておらず不十分。『再合意』に向けて適切な基準を設定することは重要だ」と述べ、「『再合意』の具体的な期限の設定、見える化、知事の権限強化など、実効性を高める仕組みが必要だ」と指摘しました。また、この会議に出席した民間議員からも「機能ご



2017 年度と 2025 年度(見込み)の病床機能・病床数の比較(厚労省「地域医療構想に関する自治体との意見交換会」資料より)

との病床数の見込みは、地域医療構想におけ る 2025 年の病床の必要量と比べて大きな開 きがある。公立病院等の見直しも、全体とし て 2025 年に達成すべき病床数等に沿ったも のとなっていない。適切な基準を新たに設定 した上で、期限を区切って見直しを求めるべ き」とか、「地域医療介護総合確保基金の執行 が十分にすすんでおらず、成果も明らかでな い。必要な場合には追加的な病床のダウンサ イジング支援を講ずるべき」などと、病床数 の削減や再編・統合をいっそう強行的にすす めていくことを求めています。さらに「民間 病院についても病床数の削減・再編に向けた 具体的な道筋を明らかにすべきだ」として、 公立・公的病院だけでなく、民間病院の病床 削減や再編・統合にも言及しています。

厚労省が今回の「病院名公表」と再検証の 要求という強権的なやり方に及んだのは、「地域医療構想」による医療費抑制と病床数の削減が、財界や安倍政権の思惑通りにすすんで いないことが槍玉に挙げられたことで、強い 焦りを感じたからだと言えます。

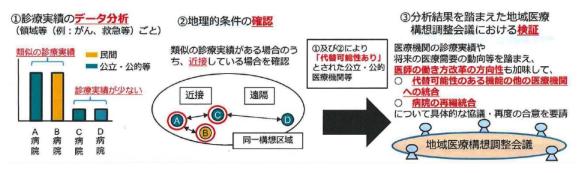
9月26日の424病院の公表について、厚 労省は2017年度のデータを基に(A)(B)の2 つの基準で分析したとしています。

(A)は診療実績にかかわる基準で、全国339の構想区域を人口規模別に5つに区分し、それぞれの人口区分ごとに9つの領域(がん、心疾患、脳卒中、救急、小児、周産期、災害、へき地、研修・派遣の各機能)ごとの診療実績について「下位33.3パーセンタイル値」に該当する病院を「特に診療実績が少ない」と

判断しています。

(B)は地理的条件にかかわる基準で、6つの領域(がん、心疾患、脳卒中、救急、小児、周産期の各機能)について、「類似かつ近接」している病院と判断しています。ここでいう「類似」とは、「各分析項目について、同一の構想区域内に、一定数以上の診療実績を要する医療機関が2つ以上ある」場合で、かつ「お互いの所在地が近接している」場合としています。「近接」の定義について、厚労省は「自動車での移動時間が20分以内」としています。ただし、人口が100万人以上の構想区域は対象外としています。

この(A)の「特に診療実績が少ない」、ま たは(B)の「類似かつ近接している」のど ちらかに該当しているのが、今回、名指しで 公表された 424 病院です。厚労省は、大半の 分析項目について「代替可能性がある」と判 断された医療機関を「再編統合の必要性につ いて特に議論が必要な公立・公的医療機関し に、また1つ以上の分析項目について「代替 可能性がある」と判断された医療機関につい ては「他の医療機関による役割の代替可能性 がある公立・公的医療機関」にそれぞれ位置 づけ、①2025年を見すえた構想区域において 担うべき医療機関としての役割、②2025年に 持つべき医療機能別の病床数、について、 2019 年内を目途に具体的対応の再検証を要 請するとしています。この「具体的対応の再 検証」とは、「ダウンサイジングや、機能の分 化・連携・集約化、機能転換・連携等を含む 『再編・統合』について」の再検証であり、



「公立・公的病院の分析」の分析基準のイメージ(厚労省「地域医療構想に関する自治体との意見交換会」資料より)

政府・厚労省による、事実上の公立・公的病院つぶしです。

3.「424病院」公表とその問題点

政府・厚労省による、この分析と再検証要 請にはいくつもの問題点があります。

第一に、こうした手法は、地方自治を軽視し、蔑ろにしたものであることです。この「再検証の要請」は、地域の調整会議ですでに合意されているものを政府が強引に覆し、議論の主体である地域や、医療機関の運営に権限と責任を持つ県知事や地方自治体の議会すら無視して、一方的に期限を決めて、再検証を要請しようとしています。しかも、そのねらいは、財界の主張に沿って経済財政諮問会議が提言している、社会保障制度を解体し「成長戦略」の一環として大企業の儲けの場とする「地域医療構想」の推進のためのものであることは明らかです。

第二に、分析方法そのものが、きわめて恣意的でずさんなものであることです。今回の厚労省の分析方法は、地域性やそれぞれの病院の事情・実態を何ら勘案することなく、限られた分野の診療実績を切り出して、全国一律の基準を当てはめた機械的な判定の結果を使って一方的に病院名を公表するという、きわめて強行的なやり方です。しかも、今回の分析の基準設定は、地方の中小病院に再編・統合や機能移転・病床削減を迫る結論ありきのものです。

しかも、分析に使われた「診療実績」とは、 あくまでレセプト (診療報酬明細) に基づく ものであり、これは医療需要とイコールでは ありません。「身近な場所で必要な医療が受け られない」「お金がなくて医療にかかれない」 といった地域間格差や経済格差が原因で、医 療へのアクセスが困難となっている住民のニ ーズは全く反映されていません。 また、「類似かつ近接」としている分析に「自動車での移動時間が 20 分以内」という基準を使っていることも問題です。この「20 分」という時間は、高速道路(有料高速自動車国道や有料自動車専用道路等)での移動も含むものです。そのうえ、地域によっては積雪など季節的な影響を多大に受けることになるにもかかわらず、そうした事情は何も考慮されていません。しかも、病院の利用頻度が高い高齢者にとって、自動車での移動というのは大きな障害にもなります。こんな基準で再編・統合がすすめられれば、患者や住民の医療機関へのアクセスが大幅に悪化することは目に見えています。

そもそも、今回の分析に使われたのは 2017 年度の単年度のデータでしかなく、現状とは かけ離れたものでしかありません。名指しさ れた 424 病院には、病床削減や事業所の統合 などをすすめている例もあり、中にはすでに 施設自体が解体されている事例まであります。 そういった実態を一顧だにせず、「地域医療構 想」に基づく再編・統合の推進だけのために 行われた 424 病院の名指し公表に道理はあり ません。

第三に、今回の分析方法が、地域医療と「まちこわし」のためのツールになっていることです。「類似かつ近接」の基準の設定には、「人口 100万人以上の構想区域」の病院は「医療提供体制や競合状態等の状況が複雑」であるため対象外としています。これでは、地方の病院に対してはスケジュールありきで「再編・統合」を押しつけながら、都市部については再検証の要請を行わないことになります。民間の医療機関では採算が取れない地域で医療体制を整備し、また不採算分野の医療を提供する公立・公的病院をなくせば、その地域で住民が住み続けることはできません。安倍政権のもと、名ばかりとはいえ「地方創生」

が掲げられていますが、今回の「再検証の要請」は、それにさえ真っ向から反する「町こわし」につながる地域の中小病院つぶしにほかなりません。

第四に、今回の分析結果の公表が、財界が 主導する「骨太の方針」の具体化として行わ れていることです。「骨太方針 2019」には、 「地域医療構想、医師偏在対策、医療従事者 の働き方改革を『三位一体』ですすめる」こ とや「医学部定員の減員」などを明記してい ますが、今回の分析結果に基づいて医療提供 体制を集約化するとともに、医師の配置の集 約化もすすめて医師数を抑制し、医療供給体 制そのものを縮小して医療費の抑制をねらっ ています。医師・看護師の確保が困難な地方 の中小病院がねらい撃ちされ、このまま再 編・統合がすすめられれば、本来、どこに住 んでいても安心して十分な医療が受けられる 体制を整備するという国の責務を放棄し、地 域医療を破壊することになります。

4.「424 病院」公表に全国から批判・ 反発が広がる

安倍政権と厚労省による、こうした強権的なやり方に対し、地域や当該・関連する病院、地方六団体などから批判が噴出するなど、全国から猛反発の声が挙がっています。

地方六団体(全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会)や自治体病院の協議会(全国自治体病院開設者協議会、全国自治体病院協議会、全国自治体病院経営都市議会協議会)は連名で「地域の個別事情を踏まえず、国民の命と健康を守る最後の砦である自治体病院が全国一律の基準だけで機械的に再編統合される事態はあってはならない」、「強い懸念を覚える」とするコメントを発表。また、病院名公表直後に行われた地方

三団体と厚労省との協議の場では、全国知事会で社会保障を担当する鳥取県の平井伸治知事が「病院に就職しようとしていた看護師さんが『やめようか』と言い始めている。大変な影響が地方で生まれている」「住民は不安に思っている。リストは返上してほしい」と抗議の声を挙げました。

また地方自治体の首長や病院関係者からも、「住民にとっては『なくてはならないもの』という考えで病院運営をしている。きわめて失礼な発表(青森・五戸町長)」、「信ぴょう性のないデータで判定され、きわめて遺憾。撤回することを強く求める(岐阜・飛騨市長のコメント)」、「風評被害の原因ともなる突然の病院名公表という厚労省の今回のやり方には断固抗議する(済生会中央病院長)」、「地域の実情を軽視し、公立・公的病院が地域医療を守ってきた努力を軽んじている(鳥取県議会「自治体立病院を考える議員の会」知事宛要望書)」など、非常に多くの怒りの声が挙がっています。

公立・公的病院にかかわる労働組合なども、 厚労省の公表後、ただちに声明や談話などを 発表し、厳しく抗議しています。自治労連も 9月30日に前田博史書記長の談話を発表。名 指しされた病院は「住民が安心して住み続け るために必要な医療機関であり、必要な病床 である」と指摘し、「『地域医療構想』の進捗 のみを理由とした病床数の削減や病院の統合 等を強引にすすめれば、住民(患者)は行き 場を失い、『安全で質の高い医療を受ける権利』 が侵害される」と批判しています。

こうした全国からの怒りの声が挙げられたことから、厚労省は全国7つのブロックごとに地方自治体・病院関係者との「意見交換会」を開催し、「住民への不安を招いたことについては深く反省したい」、「(公表したデータは)地域での議論を活性化するのが目的。再編・

統合を強制するものではない」と述べるなど、 さながら「言い訳行脚」とも言える場を設け ました。

その一方で厚労省は、分析結果に基づく424 病院のリストや「再検証の要請」の撤回についてはまったく言及しておらず、「あくまでもデータの提供であり、地域での議論の活性化に活用を」として「地域医療構想」に基づく再編・統合を推進していく姿勢を崩していません。それどころか、2020年1月には「データを精査した結果、再検証を要請する病院が増減した」と都道府県に通知しています。この通知と同時に、当初、2020年3月、または9月までに報告することを求めていたことについて、「地方自治体の状況もふまえてあらためて設定する」として、事実上、期限を延長するなどと報道されています。

新たな通知では、当初の 424 病院から 7病院を対象から外し、新たに 20 あまりの病院が対象になって、「約 440 病院」になるとしています。そして、新たに対象となった病院については都道府県(と当該の医療機関)のみに通知しています。追加分を公表しなかったことについて、厚労省は「混乱が広がらないようにするため」としていますが、厚労省の分析がきわめてずさんで信ぴょう性のないものだということがいっそう浮き彫りになり、批判と怒りが広がっています。自治労連は、この問題を収拾させるには「公立・公的病院の再編・統合」の再検証の要請と公表したリストの撤回以外はないと、あらためて求めています。

5. 地域医療を守る共同の運動を広げよう

厚労省による424病院の公表という事態を 受け、いま、全国各地で「地域医療構想」に よる「病院つぶし、まちこわし」に反対し、 住民本位の地域医療を守ろうという共同が広がっています。自治労連は、全労連、中央社保協、国公労連、医労連、全医労とともに「公立公的病院等再編・統合阻止共同行動(424共同行動)」として運動をすすめています。また、全国各地で自治労連と、地域の社会保障協議会や医労連・民医連などの地域の仲間との共同の運動がすすめられています。

京都自治労連は、京都社保協、京都医労連、京都民医連などとともに、10月19日に京都府に対して「京都府の4病院を含むすべての医療機関の存続拡充を求める」要請行動を実施。「厚労省に、地域医療を崩壊させる『再検証』の白紙撤回を求める」申入れ書を京都府に提出しました。府は「厚労省による突然の発表で府民にも大きな不安を与えた。今回の基準は全国一律のもので地域性をまったく考慮していない。府は、厚労省のいう再編・統合をすすめる立場ではない」と回答しています。

静岡自治労連(医療部会)は、10月25日、 静岡県医労連とともに県健康福祉部医療政策 課と懇談。この中で、名指しされた県内14 病院のうち、富士地域の共立蒲原総合病院や 県西部地域の市立湖西病院などについて実態 をうったえました。蒲原病院と連携する富士 中央病院の労働組合委員長が「蒲原病院がな くなれば、富士地域の救急体制は保てない。 また、小高いところに立地する蒲原病院は、 豪雨災害時に特に重要だ」とうったえて共感 を広げました。

みえ自治労連は、厚労省の発表直後の 10 月中旬に、みえ労連などとともに名指しされ た県内の病院を訪問して懇談を実施しました。 11 月に新病院の開院を目前に控えた町立南 伊勢病院からは、「なぜ 2 年も前のデータで いまごろ公表したのか。患者からも『病院が なくなるのでは』と無用の不安が生まれてい

る」と言及。また、新病院改築後の周辺整備 がすすむ市立伊勢総合医院からは「病院整備 はきちんとしたプロセスですすめている。新 病院開設後は患者数、稼働率ともに向上して いる」と語っています。この訪問の後、みえ 自治労連や三重労連などは、県に対して要請 行動を行い、「厚労省に撤回を求めること」「医 師・看護師などの確保」「国に、必要な医療の 提供体制の整備を求めること」などを要請し ています。

北海道自治労連も参加する「地域医療を守る北海道連絡会」は、10月23日に県への要請を実施。県は「機械的に再編統合を決定するものでない」という道議会の意見書と同じ立場であると表明しました。



みえ自治労連、三重県労連、三重県厚生連労組が 共同で実施した要請・懇談

岩手自治労連も参加する「地域医療を守る 岩手県連絡会」は12月16日に知事に対して 要請と懇談を実施しました。県知事は「地域 の個別的事情を無視するもので公平な視点に もとづくものとは言い難い」などと答え、厚 労省による名指し公表を批判しています。

例に挙げた運動以外にも、さまざまな共同 がつくられて、全国で運動が始まり、また広 がっています。

いま、財界と安倍政権がねらう「全世代型社会保障」と、その一環として推進しようとしている「地域医療構想」が、憲法25条「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」に基づいて住民のいのちとくらしを守るために積み重ねられてきた地域医療を、根底から破

壊しようとねらわれるなか、それに対する住 民や地方自治体からの反発も強まっています。

これまでも自治労連は「地域医療と公立・ 公的病院の充実を求める『いのちと地域を守 る大運動』」を展開し、住民のいのちと健康を 守るたたかいを、住民間の共同を広げて継 承・発展させてきました。その中で、多発す る自然災害時の医療提供体制の維持はもちろ ん、地域住民が等しく医療を受ける権利を行 使できる地域医療体制の中心、つまり住民自 治機能としての自治体病院の役割をはたさせ るよう運動を強めてきました。

そしてこれからも、住民のいのちと健康を 守る立場で共同を広げ、職場と地域から、住 民が安心してくらし続けられる地域医療と介 護・福祉を守る「いのちのとりで」として、 自治体病院をはじめとする公立・公的病院の 役割の発揮に向けた運動を全力ですすめてい きます。

※季刊『自治と分権』2020 年冬号掲載の文章 に加筆修正

「ロンドン水道再公営化調査団」と ユナイト労組全国会議に参加して

自治労連副中央執行委員長 高柳 京子

1. はじめに

2019年11月13日から21日まで「ロンドン水道再公営化調査団」に参加し、ヨーロッパで進む公共業務の再公営化の調査活動に参加するとともに、ユナイト労組(UNITE the union)本部を訪問し、ブライトン(Brighton)で開催されたユナイトの第6回産業部門全国会議(the 6th National Industrial Sector Conference)にも参加しました。この取り組みを通じて、改めて世界の労働組合と交流し、連帯してたたかうことの重要性を痛感しました。



ユナイト労組本部ビルの正面入り口

自治労連は 30 周年事業として 2019 年 5 月にイギリス・アメリカ・韓国の公務労働者 の労働組合からから代表を招いて国際シンポジウムを開催しました。各国での新自由主義 から公共サービスを守るための取り組みを共有し、グローバルな運動の展開が重要であることを確認し、この国際シンポジウムで得られた連帯と信頼により今回のイギリスへの派遣が実現したことは、自治労連の国際連帯活動を進め広げることとなりました。

今回の、ロンドンでの「再公営化」の調査では、グローバル企業がまさに国境を越えて公共サービスに参入し、各国の税金から利潤をあげていることを実感しました。ロンドンの水道事業にはカナダ資本の投資会社が参入し、ロンドンの街中ではフランスの「ヴェオリア社」の清掃車やごみ収集車をいたるところで目にします。

しかし、1990年代以降日本が導入してきた「NPM (New Public Management)改革」を生んだイギリスで、現在は国民から「公的施設などを公的所有すべき」という考え方が支持されています。ユナイト労組がイギリスの各地域で住民との共同をすすめていることや、市民団体が労働組合とも力を合わせて「公共サービスの民営化」とたたかっていること

が、「再公営化」の流れを確実なものにしています。イギリスでの運動の広がりが「再公営化」をすすめ、公共サービスを住民の手に取り戻していることを知り、自治労連がすすめる「こんな地域と職場をつくりたい」の運動の確信につながりました。

2. ユナイト労組本部訪問 (11 月 14 日)

ユナイト労組本部を訪問し、自治労連の国際シンポジウムに代表を派遣いただいたことへのお礼、また、今回の水道事業再公営化ツアーへの協力及びユナイト労組大会への招待の感謝と併せて、今後も新自由主義に対抗し、連帯して運動をすすめていただきたい旨を伝えました。Len McCluskey 書記長からは、「ユナイト労組は世界の労働組合と連帯してたたかうことが重要と位置付けている。これまでも Simon Dubbins 国際部長のもとで国際連帯に力を入れきた。自治労連への派遣や今回の調査団受け入れや大会への招待も一環」と歓迎していただきました。

3. 水道事業再公営化調査

(1) ユナイト労組本部での調査(11月14日)

この調査は、自治労連のほか、日本国内で 水道事業の民営化反対の運動を進めている市 民や法律家などと共同で行ったもので、調査 団は11月14日にユナイト労組本部の会議室 を会場に、Dubbins ユナイト労組国際部長、 市民団体"We Own It"代表のCat Hobbs氏、 また水道事業の請負企業であるアングリア ン・ウォーター社(Anglian Water, a water company that operates in the East of England)で働くユナイト労組の組合役員の 方から聴き取り調査を行いました。

Dubbins 国際部長は、ユナイト労組の組織について述べたうえで、4 週間後(12 月 12 日)に控える総選挙にも触れながら、「緊縮財政が長くつづき国民の間に緊張をもたらしている、再公営化を広げていくべき」と決意が語られました。

次に、"We own it" の代表キャット氏か らは、2013年に活動を始めた当初は「公共交 通」が政策的にも経済的にも機能していない ことを痛感していたことから「私たちの公共 交通」をかかげて運動を開始し、「公的所有」 「再公営化」などの政策を住民にわかりやす く発信して「公共サービスの民営化」とたた かっていること。さらに労働組合と一緒に 色々な人たちの力を合わせていくことが大切 だということが紹介されました。NHS(国民 医療保険)の民営化をストップさせた運動は、 2017年の労働党の「NHS のこれ以上の民営 化を許さない」というマニフェストが大きな 転機になったといいます。また、民営化され た水道事業の再公営化を国民の85%が支持 をしている現状に、メディアも「民営化がい い」とは言えない状況を作り出しています。

続いて、水道事業を請負うアングリアン・ ウォーター社で働く労組役員からは、水道の 漏水率 12% (現状は約 $20\sim25\%$) の目標達



成が課せられ、達成できなければペナルテイーがあるが、配当金は確保されるのに、設備投資は行わないために漏水率は減らずペナルテイーが課せられ、サービスが低下するという負のスパイラルになっている現状が報告されました(ちなみに東京都の水道事業の漏水率は約3%)。

(2) 民間委託された浄水場視察(11月 15日)

テムズウオーター社に委託されている浄水場に働く労組役員の案内で視察しました。 この浄水場は、ヨーロッパで一番大きい浄水場であり、ロンドンの三分の一に水を供給しています。1985年に民間委託され、90年代に施設の半分弱をリノベーションし今に至っています。



受託しているテムズウオーター社はカナダ 資本であり、公共事業の民間委託が法律で規 制されている自国では事業展開できず、ロン ドンの事業を受託してイギリス国民の税金で 儲けていることになります。

この浄水場でも再公営化の動きがあり、交 渉が行われていいますが、カナダの本社との 労使交渉は、カナダ本社の労働組合と連帯で きていることで、直接交渉が可能になってい るとの説明に驚くとともに、資本が国を超え て展開する中、世界の労組との連帯が重要で あることを痛感しました。

また、この浄水場で、働いている 50 人(うち女性 2 人) が全員フルタイムで、EU 内では委託先でも労働者保護が守られていることを実感しました。

4. ユナイト全国会議参加(11 月 19 日~20 日・ブライトン Brighton)

ブライトンで開催された産業部門全国会議は、最初に合同全体会議(joint Plenary Session)が開催され、自治労連とともに来賓として出席したアメリカの全米鉄鋼労組(United Steelworkers)やスイスに本部を置く国際建設林業労働組合連盟(Building and Wood Workers' International)の代表が、出席代議員に紹介されました。

引き続き開催された産業別グループ毎の会議では、地方自治体会議(Local Authorities Conference)に参加し、自治労連としてスピーチの機会を得ました。

スピーチでは、自治労連が住民の要求に応える自治体づくりと、公務労働者の要求実現の二つを運動の柱にしていると述べた上で、日本においても、安倍内閣が民営化を進め、公共サービスの破壊を続けていることに対し、医療や水道など様々な分野で住民と共に運動を進めていることを紹介。今回の調査活動で学んだユナイト労組や市民の運動に学び、公務の民営化など、これからも共に連帯してたたかおうと呼びかけました。

地方自治体会議では「未来のために今できることは、アウトソーシングをとめること」、 そのためには政治を変えることが強調されていました。

そして、小冊子「公共サービス再公営化— 地方自治体のサービスを取り戻すためのユナ

イトのツールキット (Insourced Public Services – Unite toolkit for bringing local authority services in-house)」が紹介され、再公営化をすすめるためにこの小冊子を普及し運動を広げることが提起されました。

この小冊子は「労働組合の代表、評議員、 地元の活動家が公共サービスを再公営化する キャンペーンに勝つために」出版されたもの で、「地方自治体での外部委託の歴史」「直営 の場合はどうなるか」「地方議会は何をすべき か」「地方自治体における再公営化運動の構築」 「労組担当者が再公営化をサポートするため にできること」などと併せて、「再公営化の動 き」や、「直営化した事業の事例」が紹介され ています。

イギリスにおける民間委託の歴史と現状を 「ほぼ 40 年間、英国政府の大臣たちは、公 共サービスのアウトソーシングを拡大する政 策を推進してきました。しかし、近年アウト ソーシングから遠ざかりはじめ、ついに公的 所有へ回帰しようとする政治的流れが見受け られます。事業の失敗やスキャンダルのすべ てが、民間企業が公共サービスを提供できる という考えを落ち込ませています」としてい ます。

日本でも、頻発する自然災害への対応や、 委託された民間会社の事業放棄など、民営化 の弊害が認識され始め、さらに各地で住民と 共同した「民間委託反対」の運動が取り組ま れており、イギリスのような「再公営化」へ の政治的流れを作ることが私たちの取り組み により可能であることを確信できました。ま た、ユナイト労組が「再公営化のためには政 治を変えること」を掲げていることは、自治 労連運動とも重なり共感を覚えました。

5. おわりに

ロンドンの街中では、浜松市が水道事業を 委託しようとしていた「ヴェオリア社」清掃 車やごみ収集車、ロゴ入りユニフォームの労 働者をいたるところでみかけます。「ヴェオリ ア社」がパリ市の水道事業の再公営化により 契約を打ち切られ、利益をもとめて他国へと 進出していることがよくわかる光景でした。 また、外国資本のイギリスからの撤退による 労働者雇用問題が拡大することも懸念されて いました。

新自由主義経済におけるグローバル企業とのたたかいには労働組合もグローバルに連帯することが必要であり、さらには国と国が利害で対立する事態により戦争の危機まで招いている現在だからこそ、労働組合など国民同士の国際連帯活動が平和な世界をつくるうえで大切であると確信します。

今回の調査・訪問は、自治労連として国際 連帯活動を継続し強化することの重要性を改 めて実感する貴重な機会となりました。

この調査・訪問成功のためにご尽力いただいた関係者のみなさん、とりわけユナイト労組の方々に心より感謝いたします。



地方自治体会議に参加したみなさんと